特定非営利活動法人
姫路地区手をつなぐ育成会

支援センターふくっこ

指定障害福祉サービス事業所番号
2814000473
指定地域生活支援サービス事業所番号
2864000143

○事業所営業日

月・火曜日、木・金・土曜日
9 時～17 時
（ただし、8 月 13 日から 8 月 15 日、12 月 28 日から 1 月 3 日、国民の祝日に関する法律に定める日は休業日）

○サービス提供日

月曜日から日曜日 6 時～22 時
（ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く）

○サービス提供地域

姫路市の一部地域（家島町）を除く全域
太子町・相生市・高砂市・加古川市

【住所】
〒670-0955
姫路市安田三丁目 1 番地
姫路市総合福祉会館 3 階 305 号室

【TEL】079-285-3188
【FAX】079-285-4822
【E-mail】fukukko295@nifty.com
【HP】 http://himeji-ikuseikai.o.oo7.jp/

【アクセス】

●神姫バス

JR 姫路駅（南口）「21 のりば」より約 5 分
「姫路市役所前バス停」下車すぐ

●山陽電鉄

「手柄駅」下車 南東の方向へ徒歩約 10 分

●駐車（輪）場のご案内

・自転車でお越しの方は会館北側の駐輪場へお停めください。会館 1 階の駐車場は場内一方通行です。（入り口は南側）。その他ご利用者は会館南側の駐車場をご利用ください。

特定非営利活動法人
姫路地区手をつなぐ育成会

居宅介護・重度訪問介護
行動援護・移動支援事業所

支援センター ふくっこ

事　業　内　容

☆居宅介護

○身体介護

ヘルパーがご利用者様のご自宅へ訪問し、必要な身体的介護（食事介助・排せつ介助・衣類の着脱介助・入浴介助など）を行います。

○家事援助

ヘルパーがご利用者様のご自宅へ訪問し、洗濯・掃除・調理・生活必需品の買い物などを行います。

○通院等介助

ヘルパーがご利用者様のご自宅へ訪問し、病院や診療所に定期的に通院する時や、公的手続き・相談のために官公署を訪れる場合等に介助を行います。

☆重度訪問介護

重度の肢体不自由・知的障害・精神障害の方で常時介護を必要とする方に、ヘルパーがご利用者様のご自宅へ訪問し、身体介護・家事援助・外出介助など必要な支援を総合的に行います。

出典：WAM NET

法　人　理　念

この法人は知的発達に障害を持つ人たちに対して、地域の中で自主、共生、安心の暮らしができるよう福祉、教育、労働、権利擁護などに対する事業を行い、すべての人が住みよい社会づくりの実現に寄与することを目的とする。

☆行動援護

行動上著しい困難がある方（知的障害または精神障害の方）に対して、ヘルパーがご利用者様のご自宅へ訪問し、外出時に危険を回避するために必要な支援を行います。

出典：WAM NET

☆移動支援

屋外での移動が困難な障害者等が、円滑に外出出来るよう、移動中や目的地においてヘルパーが付き添い、支援などを行います。
「社会生活上必要な外出」または「余暇活動等の社会参加のための外出」が対象です。

Q1：「社会生活上必要な外出」って？
A：（例）不定期な通院、市役所・銀行など公的な機関に出向いての手続き、冠婚葬祭など

Q2：「余暇活動等の社会参加のための外出」って？
A：（例）映画鑑賞、カラオケ、外食、衣類・雑貨・本など個人の好み（嗜好）による買い物など

Q3：移動支援の目的として認められないものって？
A：（例）通勤、経済的な活動、学校・施設への通学・通所、食材や生活必需品の買い物など